

# 岩国市中山間地域お助け活動支援事業

集落住民と外部サポートグループの協働・交流による、中山間地域の集落における地域活動を支援します！！

## 活動の実施対象となる集落

本市の中山間地域に所在する**高齢化集落等（高齢化率 50%以上の集落）**

→外部グループによるお助け活動を希望する集落は、「地域エントリーシート」を市に提出してください。

※対象集落としての適否等、詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

## 助成対象となるグループ

**活動を実施する集落以外の地域に所在する 5名以上のグループ**（手続きは岩国市内在住の成年者が行う）

→高齢化集落等において、住民とともに草刈り等の地域活動を行う意向があるグループは、地域エントリーのある集落とのマッチングを行いますので、地域づくり推進課中山間地域振興室までご連絡ください。

## 助成金

**対象経費の 10/10 上限額 50,000円**

※予算の範囲内での交付となります。

## 申請ルール

- ・一年度において、同一集落で本事業の対象となるのは、1グループのみです。
- ・一年度において、事業を実施する集落が重複しないときは、同一グループが複数の集落で事業を実施することができます。

## 対象事業

集落住民と外部グループとの協働交流により行われる、公益性の高い自発的な地域活動を実践する事業。

⇒①草刈りや清掃（1集落あたり 450㎡以上、雑草類を地表面平均 10cm 以下に草刈りすること）

②地域行事（祭りや地域行事を実施する上で必要な地域と外部グループの協議から、会場設営、運営補助および片付けに係る一連の活動を支援すること）

## 対象外事業

- ・政治活動または宗教活動に関する事業
- ・事業の主たる効果が本市の区域外で生じる事業
- ・市の他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする事業
- ・市の委託契約に基づき実施する事業
- ・助成金の交付決定時において既に事業が完了している事業
- ・申請日の属する年度の末日までに完了することができない事業



## ■ 連絡先 ■

中山間地域振興室	☎ 29-5015	錦総合支所	地域振興課	☎ 72-2110	
由宇総合支所	地域振興課	☎ 63-1111	錦総合支所	美川支所	☎ 76-0329
周東総合支所	地域振興課	☎ 84-1111	美和総合支所	地域振興課	☎ 96-1111
周東総合支所	玖珂支所	☎ 82-2511	美和総合支所	本郷支所	☎ 75-2311

（裏面へ）

## 対象経費

### ○草刈り、清掃の場合

科目	経費の内容
旅費（交通費）	鉄道、バス及び船の運賃、車等の経費など
消耗品費	草刈刃、手袋、除草剤、事務用品など
印刷製本費	写真の現像代、資料等の印刷・コピー代など
燃料費	レンタカー、草刈機等の燃料代
通信運搬費	郵便切手、配達料など
保険料	傷害保険料及び賠償責任保険料など
使用料	機材等リース料・レンタカーレンタル料など
その他経費	その他市長が必要と認めるもの

### ○地域行事の場合

科目	経費の内容
旅費（交通費）	鉄道、バス及び船の運賃、車等の経費など
燃料費	レンタカー、草刈機等の燃料代
保険料	各種保険料
使用料	機材等リース料・レンタカーレンタル料など

### ※対象経費に含まれないもの

- ・グループの人件費や運営費、既存の活動費など
- ・グループ外の者に対する謝金、旅費など
- ・地域行事の運営費
- ・飲食費
- ・電話代、FAX代等の金額の確認ができない経費

## 手続の流れ（基本パターン）

順 番	内 容	実施主体		
		高齢化集落	外部グループ	岩国市
1	地域エントリーシート of 提出	●		
2	交付申請書の提出		●	
3	（申請書の内容審査後） 交付可否決定の通知			●
4	事業実施	●	●	
5	実績報告書の提出		●	
6	（報告書の内容審査後） 助成金額の確定通知			●
7	助成金請求書の提出		●	
8	助成金を交付			●

## 留意事項

- ・ 交付申請の際に、本市への「相手方登録申出書」の提出が必要となる場合があります。
- ・ 事前に傷害保険、賠償責任保険等の保険に加入してください。
- ・ 実績報告の際に、領収書等の支払証拠書類（写し）及び取組状況の写真の添付が必要となります。
- ・ 領収書の宛名は、外部グループ名としてください。